

2021年2月15日
逗子市

令和3年逗子市議会第1回定例会の招集について
令和3年2月22日開会予定の第1回定例会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

・報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）（環境クリーンセンター）

令和2年11月16日に逗子市逗子5丁目3番付近の市道上において、走行中の収集車が前方を走行中の乗用車に接触し損傷させたことに伴う損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年12月27日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの

2 議案

・議案第1号 専決処分の承認について（令和2年度逗子市一般会計補正予算（第12号））（財政課）

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年12月15日付けで次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

（補正額）歳入歳出とも1,580万8,000円の増額（補正後の総額276億6,839万3,000円）

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。

（歳出）

・低所得者のひとり親家庭等世帯への生活を支援する目的として、ひとり親家庭等に臨時特別給付金を支給するために要する経費として、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業1,580万8,000円を増額【子育て支援課】

（歳入）

・国庫支出金をもって措置するもの

・議案第2号 専決処分の承認について（令和2年度逗子市一般会計補正予算（第13号））（財政課）

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月2日付けで次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

（補正額）歳入歳出とも4億9,252万円の増額（補正後の総額281億6,091万3,000円）

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり。

（歳出）

・庁舎1階西側及び4階議場の空調機が故障したことに伴う改修工事に要する経費として、庁舎整備事業3,767万5,000円を増額【管財契約課】

・新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種等に要する経費として、新型コロナウイルスワクチン接種事業4億4,484万5,000円を計上【国保健康課】

・コロナ禍の冬季における市内小中学校の新型コロナウイルス感染症対策の強化等に要する経費として、（小学校費）学校保健事業680万円及び（中学校費）学校保健事業320万円をそれぞれ増額【学校教育課】

（歳入）

・国庫支出金のほか所要の財源を措置するもの

（繰越明許費）

・翌年度に繰り越して使用できる経費の追加

（地方債）

・地方債限度額の変更

・議案第3号 専決処分の承認について（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）（総務課）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、関係条例の整理について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月12日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するもの

・議案第4号 和解について（情報政策課）

令和元年12月4日に発生した「自治体専用共同利用型クラウド基盤サービス（Jip-Base）」の障害により、クラウド基盤サービス内で稼働しているシステム等の利用が停止したことに伴う損害賠償に関し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めため提案するもの

・議案第5号 逗子市地域活動センターの指定管理者の指定について（市民協働課）

逗子市地域活動センター条例（平成16年逗子市条例第12号）別表に規定する逗子市地域活動センターのうち、池子会館について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び同条例第9条第2項の規定により提案するもの

・議案第6号 逗子市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について（職員課）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定された配偶者同行休業制度を運用するに当たり、条例で定めるため提案するもの

・議案第7号 押印の見直しに伴う関係条例の整理について（総務課）

行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、個人、事業者及び職員が行う申請手続等において、市民等に求めている申請書等の氏名欄の押印について廃止するに当たり、改正の要あるため提案するもの

・議案第8号 逗子市事務分掌条例の一部改正について（総務課）

デジタル化の推進体制を強化し、新たな時代に対応できる体制等を構築するための行政組織の見直しをするに当たり、改正の要あるため提案するもの

・議案第9号 逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（保育課）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）等の施行に伴い、改正の要あるため提案するもの

・議案第10号 逗子市介護保険条例の一部改正について（高齢介護課）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の施行及び第8期逗子市高齢者保健福祉計画の策定に伴い、改正の要あるため提案するもの

・議案第11号 逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例等の一部改正について（高齢介護課）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の公布に伴い、改正の要あるため提案するもの

・議案第12号 令和2年度逗子市一般会計補正予算（第14号）（財政課）

（補正額）歳入歳出とも8億3,360万6,000円の増額（補正後の総額289億9,451万9,000円）

歳入歳出予算の補正についての主な内容は次のとおり。

（歳出）

- ・財源調整により財政調整基金積立金12億5,275万9,000円を増額【財政課】
- ・特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加交付に伴う特定防衛施設周辺整備調整基金積立金900万円の増額【財政課】
- ・財源調整によりみんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金積立金2,540万円を増額【財政課】

- ・各特別会計の財源調整による繰出金の減額【財政課】
- ・ワーケーションの推進に要する経費として、企業誘致等推進事業836万9,000円を増額【企画課】
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、逗子文化プラザホールの臨時休館及び施設の利用制限等を実施した指定管理者に対し、その負担を軽減するための協力金の交付に要する経費として、文化プラザホール維持管理事業800万円を増額【文化スポーツ課】
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、市立体育館の臨時休館及び施設の利用制限等の実施による利用料金減収分に係る指定管理料の増額に要する経費として、市立体育館維持管理事業527万円を増額【文化スポーツ課】
- ・国外転出者によるマイナンバーカード等の利用を可能とするためのシステム改修に要する経費として、戸籍情報システム管理事業508万7,000円を増額【戸籍住民課】
- ・障害者自立支援給付費の増加に伴う経費として、障害者自立支援給付等支給事業2,960万1,000円を増額【障がい福祉課】
- ・前年度の障害者自立支援給付費等の国県負担金等の額の確定に伴う返還金に要する経費として、障がい者支援事務費441万8,000円を増額【障がい福祉課】
- ・税制改正に伴うシステム改修に要する経費として、国民年金事務費107万8,000円を増額【国保健康課】
- ・指定寄附金の収入見込額からみどり基金積立金438万8,000円を増額【緑政課】
- ・小坪トンネル修繕工事及び新宿65号道路災害復旧工事の額の確定等に伴い、道路改良事業1億236万5,000円を減額【都市整備課】
- ・市立中学校3校の修学旅行を中止したことに伴うキャンセルに要する経費として、学校運営事業201万2,000円を増額【学校教育課】
- (歳入)
- ・国県支出金のほか所要の財源を措置するもの
(継続費)
- ・2か年以上にわたって執行できる経費の追加及び変更
(繰越明許費)
- ・翌年度に繰り越して使用できる経費の追加及び廃止
(地方債)
- ・地方債限度額の追加及び変更

・ **議案第13号 令和2年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）** (財政課)

(補正額) 歳入歳出とも5,000万円の増額（補正後の総額59億3,053万8,000円）

歳入歳出予算の補正について主な内容は次のとおり。

(歳出)

- ・財源調整により国民健康保険事業運営基金積立金5,000万円を増額【国保健康課】
- (歳入)
- ・繰越金のほか所要の財源を措置するもの

・ **議案第14号 令和2年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）** (財政課)

(補正額) 歳入歳出とも3,200万4,000円の増額（補正後の総額13億5,249万7,000円）

歳入歳出予算の補正について主な内容は次のとおり。

(歳出)

- ・前年度の神奈川県後期高齢者医療保険料納付金の額の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金3,200万4,000円を増額【国保健康課】
- (歳入)
- ・繰越金のほか所要の財源を措置するもの

・ **議案第15号 令和2年度逗子市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）** (財政課)

(補正額) 歳入歳出とも5,731万1,000円の増額（補正後の総額74億485万4,000円）

歳入歳出予算の補正について主な内容は次のとおり。

(歳出)

- ・給付費の負担金の額の確定に伴う高額介護サービス等給付事業1,840万円を増額【高齢介護課】
- ・前年度の介護給付費国庫負担金等の返還に伴う償還金3,891万1,000円を増額【高齢介護課】

(歳入)

- ・繰越金のほか所要の財源を措置するもの

- ・ **議案第16号 令和2年度逗子市下水道事業会計補正予算(第2号)** (下水道課)
収益的収支及び資本的収入の補正についての内容は次のとおり。
 - ・ 固定資産の資産減耗費として、収益的支出4,558万5,000円を増額
 - ・ 財源調整により、収益的収入2億4,006万1,000円及び資本的収入2億3,222万1,000円をそれぞれ減額
- ・ **議案第17号 令和3年度逗子市一般会計予算** (財政課)
- ・ **議案第18号 令和3年度逗子市国民健康保険事業特別会計予算** (財政課)
- ・ **議案第19号 令和3年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計予算** (財政課)
- ・ **議案第20号 令和3年度逗子市介護保険事業特別会計予算** (財政課)
- ・ **議案第21号 令和3年度逗子市下水道事業会計予算** (下水道課)

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111 (代表)
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課
電話046-873-1111 (代表)